

—高齢者見守り電球設置事業—

ひとりで暮らす75歳以上のかた、そのご家族のかたへ

～こんなお悩みに対応します～

“ひとりで暮らして不安、離れて暮らす家族に何かあっても気づけない、すぐに訪問できない”

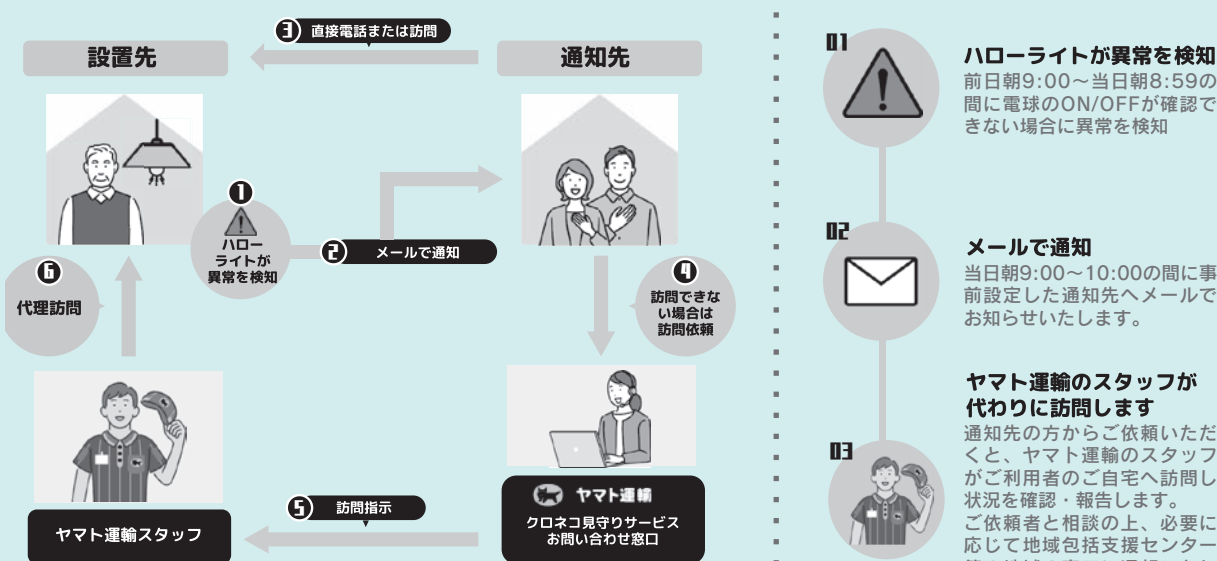
ひとりで暮らす高齢者や離れて暮らすご家族などに安心して生活を送っていただくことを目的とした、見守り電球設置事業を始めました。

※この事業は、ヤマト運輸株式会社が提供する「クロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン」を活用して実施するものです。

クロネコ見守りサービス ハローライト訪問プラン

ご自宅のトイレや洗面所、廊下など、毎日使用する場所（1か所）の電球をハローライトに交換するだけで簡単に利用できます。このサービスは24時間、電球の点灯または消灯の動きがない場合に、事前に登録したご家族など（最大4名まで登録可能）へメールでお知らせするものです。通知先のかたからの依頼があれば、ヤマト運輸のスタッフが代わりに訪問を行います。

サービスの流れ



サービスに関する問合せ

クロネコ見守りサービスお問い合わせ窓口 ☎0120-86-2220 受付時間：午前9時～午後6時（年中無休）

■対象者

・75歳以上のひとりで暮らしのかた
（日常生活において安否確認が図られていると認める場合は対象外）

■料 金

・無料（町が負担します）

■その他

・電球の口金（取付口）が適合するかご確認ください
・電球の口金の変更が必要な場合は利用者負担となります



問合せ＝介護福祉課 包括支援係 ☎76-1325

電球をハローライトに交換するだけ！

みんなで防ごう！11月は高齢者虐待防止推進月間です！

高齢者虐待の発見者は迷わず通報しましょう

高齢者虐待とは？

「高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」では、家族などの養護者（介護者）または養介護施設従事者などによる次のような行為が「高齢者虐待」と定義されており、発見者は、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は町へ通報する義務があります。

身体的虐待

身体を傷つけたり、必要以上に動けなくさせたりすること

- ・平手打ちをする、殴る、蹴る、つねる
- ・無理やり食べさせる
- ・縛りつける
- ・部屋に閉じ込める

介護・世話の放棄・放任

身の回りの世話をしないことにより健康を損なわせること

- ・入浴させない、不潔な状態にする
- ・水分や食事を十分に与えない
- ・ひどい環境で生活させる
- ・病気やけがをしても受診させない

心理的虐待

脅しや、失礼な言葉や態度、無視、嫌がらせにより苦痛を与えること

- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・子ども扱いする
- ・意図的に無視する
- ・排泄の失敗をあざ笑い、恥をかかせる

性的虐待

性的なことをしたり、無理にさせたりすること

- ・排泄の失敗に対し、罰として下半身を裸のまま放置する
- ・わいせつな行為をする
- ・性的な行為を強要する

経済的虐待

勝手に財産や金銭を使用したり、金銭の使用を理由なく制限したりすること

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない
- ・本人の自宅などを無断で売却する
- ・本人の年金や預貯金を勝手に使う

自覚がないまま虐待してしまうことも…

虐待をしてしまっている当事者は、自分が虐待をしているという自覚がないことが多いものです。

また、「高齢者のために」と思ってしていることが虐待につながっていることもあります。

「虐待かも？」と思ったときは…

「高齢者虐待防止法」により、高齢者虐待の発見をしたときは市区町村へ通報することが求められています。下記の相談窓口に連絡してください。

通報することで虐待を未然に防ぐことができたり、適切なサービス利用につなげることで介護者の負担を軽減したりすることもできます。

『介護している人への支援』という観点からも、迷ったらずは相談・通報してください。



問合せ・相談窓口

介護福祉課 介護高齢者係 ☎76-5132
地域包括支援センター ☎76-1325